

青梅市告示第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、青梅都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和4年1月1日

青梅市長 浜 中 啓 一

都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域
青梅都市計画 生産緑地地区	<p>削除する部分 長淵2丁目、吹上、野上町1丁目、野上町2丁目、 野上町3丁目、野上町4丁目、大門1丁目、師岡町1 丁目、師岡町2丁目、新町5丁目、新町6丁目、今井 1丁目、今井2丁目、梅郷5丁目、梅郷6丁目</p> <p>追加する部分 千ヶ瀬町3丁目、吹上、野上町2丁目、大門1丁目、 新町1丁目、新町8丁目、和田町1丁目、梅郷3丁目、 二俣尾4丁目、沢井3丁目、黒沢2丁目</p>

縦覧場所 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1  
青梅市役所5階都市整備部都市計画課

以 上